

水質基準に関する省令等及び水質管理目標設定項目の一部改正に関するパブリックコメントの結果と対応について 厚生労働省



平成 21 年 12 月 1 日、水質基準逐次改正検討会が開催され、平成 21 年 10 月 17 日から約 1 ヶ月募集したパブリックコメントの結果について議論されました。出されたパブリックコメントとして、水栓その他末端の給水装置浸出性能基準に係わるカドミウムの改正について、新基準である「0.0003 mg/L」を満たす製品供給体制を構築するために猶予期間を求める意見や、現行基準の維持を求める意見等が出ました。理由として、現在販売している給水栓には新基準を満たせない製品があることや、給水栓の原料として使用される銅合金にはリサイクル品が使用されており、現行基準に合わせた銅合金が市場に出回っている等が上げられました。それに対する回答として、水栓その他末端の給水用具の浸出液に係わるカドミウムの基準値(0.0003 mg/L)を満たす供給体制を構築するための準備期間として、2 年間の猶予を設けることとしました。

その他、水質基準、水道用薬品基準、資機材材質基準、末端以外の給水装置浸出性能基準については、改正案のままで検討が進められています。

また、水質管理目標設定項目中の 1,1,2-トリクロロエタンの削除並びに農薬 6 種の目標値改正についても改正案のまま検討が進められています。

以上のパブリックコメントの結果は厚生科学審議会生活環境水道部会で報告された後、最終決定となります。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。水質基準に関する省令に関する検査、資機材等の材質に関する試験、給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験に長年の実績がありますので、水質検査のことは当社へご相談下さい。

資料 2009 年 12 月 1 日 第 2 回水質基準逐次改正検討会資料

品質検査箇所 貝森繁基